

岩手県告示第405号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和7年6月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和7年5月29日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 佐藤工業株式会社
    - イ 主たる営業所の所在地 遠野市松崎町白岩25地割1番地
    - ウ 代表者の氏名 山口宣久
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般特－7）第3670号
  - (3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和7年5月26日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和7年5月29日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社佐藤建設
    - イ 主たる営業所の所在地 花巻市二枚橋町南一丁目35番地
    - ウ 代表者の氏名 佐藤智子
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－3）第4176号
  - (3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和7年5月21日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和7年5月14日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社千田ウインドー
    - イ 主たる営業所の所在地 花巻市高田1番28号
    - ウ 代表者の氏名 千田昇
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－2）第4811号
  - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和7年4月2日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和7年5月14日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社大久保建設
    - イ 主たる営業所の所在地 花巻市東和町安俵2区11番地
    - ウ 代表者の氏名 大久保憲一
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般特－5）第8096号
  - (3) 処分の内容 消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し及び管工事業に関する特定建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和7年4月28日付けで消防施設工事業及び管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

- 5(1) 処分をした年月日 令和7年5月29日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社岩手県南通信
  - イ 主たる営業所の所在地 一関市大東町摺沢字百目木192番地5
  - ウ 代表者の氏名 小野寺光男
  - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-3)第9599号
- (3) 処分の内容 電気通信工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和7年5月28日付けで電気通信工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 6(1) 処分をした年月日 令和7年5月28日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社プロメイクホーム
  - イ 主たる営業所の所在地 宮古市近内三丁目6番8号
  - ウ 代表者の氏名 高橋秀博
  - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-4)第120069号
- (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和7年3月7日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 7(1) 処分をした年月日 令和7年6月2日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社洋野
  - イ 主たる営業所の所在地 九戸郡洋野町種市第28地割63番地1
  - ウ 代表者の氏名 石橋洋
  - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-4)第140159号
- (3) 処分の内容 とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和7年5月30日付けでとび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。